（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第三章の二　登録検定機関等 第一節～第五節　（略） 第六節　旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十七条の二十七―第四十七条の三十） 第四章・第五章　（略） 附則 （在勤官署の所在地） **第四十七条の二十七**　船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の旅費の額に相当する額（以下この節において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第四十七条の三十において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （削る） （検査の日数） **第四十七条の二十八**　（略） （渡航雑費の額） **第四十七条の二十九**　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第四十七条の三十**　国土交通大臣が旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	目次 第一章～第三章　（略） 第三章の二　登録検定機関等 第一節～第五節　（略） 第六節　旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十七条の二十七―第四十七条の三十一） 第四章・第五章　（略） 附則 （在勤官署の所在地） **第四十七条の二十七**　船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （支度料の不算入） **第四十七条の二十八**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 （検査の日数） **第四十七条の二十九**　（略） （旅行雑費の額） **第四十七条の三十**　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 （調整） **第四十七条の三十一**　国土交通大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（航空法関係手数料規則の一部改正）

第四条　航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第十条**　令第十七条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地（次条第一項において「検査地」という。）に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。	（在勤官署の所在地） **第十条**　令第十七条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地（以下「検査地」という。）に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。